

POLYCOM® ソフトウェアに関するエンドユーザーライセンス契約書

重要 - ソフトウェアを使用する前によくお読みください: このエンドユーザーライセンス契約 (本契約) は、お客様およびまたはお客様が代表する会社「お客様」と、Polycom (Netherlands) B.V. (お客様の所在地が欧州、中東、もしくはアフリカである場合)、Polycom Asia Pacific PTE Ltd. (お客様の所在地がアジア太平洋地域である場合)、または Polycom, Inc. (お客様の所在地が世界のその他の地域である場合) (本契約ではそれぞれを個別に、またまとめて「POLYCOM」といいます) のいずれかとの間の、POLYCOM またはそのサプライヤーによってライセンスされたソフトウェア製品 (以下で定義) に関する法的契約です。

POLYCOM が書面で別途同意した場合を除いて、本条項を承諾するか、またはソフトウェア製品をインストール、ダウンロード、コピー、もしくは他の方法で使用すると、お客様は、お客様のライセンスの条件である本契約の条項に同意し、これに拘束されることとなります。なお、本契約の条件は、矛盾する条項、相反する条項、追加の条項、または前刷りの条項に優先します。本契約の条項に同意しない場合、お客様による使用は禁止され、お客様はソフトウェア製品をインストールまたは使用することができません。

ソフトウェア製品は、著作権に関する法律および著作権に関する国際条約、ならびに他の知的財産に関する法律および条約によって保護されています。ソフトウェア製品は、お客様にライセンスされるものであり (販売されるものではありません)、その使用には、本契約の条項が適用されます。これは、売買契約ではありません。

定義

「ソフトウェア製品」は、認定購入注文書において特定されたソフトウェアのアップデートまたはアップグレード、ならびに関連する媒体、印刷物、およびオンライン文書または電子文書を含むコンピューターソフトウェアを意味します。

「同時ユーザー」は、ライセンスのタイプであり、ソフトウェア製品または RealPresence® Clariti™ ソフトウェア製品のコンポーネントの 1 つ以上の同時使用または同時アクセスを可能にする、個人用のデバイス、エンドポイント、アプリケーション、その他の認定されたアクセス手段の数を意味します。

「本デバイス」は、ソフトウェア製品とともに供給される POLYCOM のハードウェア製品、または本ソフトウェア製品がソフトウェアのみとして提供される場合は、ソフトウェア製品の付属文書に概説されている (最小限のハードウェア要件もしくはソフトウェア要件などを含む) デバイス上の POLYCOM のハードウェア製品を意味します。

「認定購入注文書」は、認定売主を通じてお客様が注文し、認定売主が承諾したソフトウェア製品ライセンスのタイプ、期間、および数を記述した注文文書を意味します。

「認定売主」は、POLYCOM、または POLYCOM 製品の再販売を認められた POLYCOM のディストリビューター、リセラー、もしくは他のビジネスパートナーのいずれかを意味します。

「ライセンスアクティブ化」は、認定売主がお客様に提供したライセンスキーをお客様が入力した日を意味します。

I. 実証/ラボラトリー/開発者ライセンス

お客様が評価 (「実証」) 目的でソフトウェア製品を受け取った場合、あるいはお客様がラボラトリーまたは開発者ライセンスを購入した場合、本ソフトウェア製品は、下記の条項に従ってお客様にライセンスされます。

A. 実証ライセンス。

ライセンス付与。 本実証ライセンスの条項に従って、POLYCOM はお客様に対し、お客様個人またはお客様の社内業務要件への適合性の評価を実施する目的に限り、お客様の認定購入注文書に記載された数およびタイプのソフトウェア製品ライセンスを本デバイス上でインストールおよび使用することができる、限定的、非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。

実証期間。 お客様の実証ライセンスは、ライセンスアクティブ化から 60 暦日を限度とします (「実証期間」)。

ソフトウェアの使用制限。 ソフトウェア製品の完全使用版の一部は、制限されることがあります。ソフトウェア製品の完全な使用は、標準使用またはサブスクリプションのライセンスキーが購入されたときに可能になります。実証期間中にソフトウェア製品にデータを入力し、実証期間が終了した場合、お客様は、データにアクセスできなくなります。POLYCOM は、実証ライセンスの終了に起因するデータの喪失について責任を負いません。

B. ラボラトリーおよび開発者ライセンス。

ライセンス付与。ラボラトリーおよび開発者ライセンスの条項に従って、POLYCOM はお客様に対し、非生産環境、評価環境、個人環境または社内業務環境においてソフトウェア製品を使用およびテストする目的に限り、お客様の認定購入注文書に記載された数およびタイプのソフトウェア製品ライセンスを本デバイス上でインストールおよび使用することができる、限定的、非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。

ラボラトリーおよび開発者ライセンス期間。お客様のラボラトリーおよび開発者ライセンスは、ライセンスアクティブ化とともに始まり、お客様の認定購入注文書に記載された期間の経過後に終了します（「ラボラトリーおよび開発者ライセンス期間」）。

C. 保証の否認。本契約に別段の定めがある場合でも、ソフトウェア製品は、現状のまま、かつ評価目的のためにのみ提供されます。POLYCOM は、商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性、および非侵害の黙示の保証および/または条件を含むすべての保証、表明、および条件を明示的に否認します。

D. 追加条項。本契約の以下の追加条項は、実証/ラボラトリー/開発者ライセンスにも適用されず。セクション IV.1 (制限)、IV.2 (その他の権利および制限)、IV.4 (期間、終了および存続)、IV.7 (責任の制限)、IV.8 (補償)、IV.9 (免責)、IV.10 (輸出管理)、および IV.11 (雑則)。

II. サブスクリプション/期限付きライセンス

お客様がサブスクリプションライセンスを購入した場合、本ソフトウェア製品は、下記の条項に従ってお客様にライセンスされず。

A. ライセンスの付与。POLYCOM は、本契約の条項に従って、サブスクリプション期間中、お客様に対し、個人目的または社内業務目的で、お客様の認定購入注文書に記載された数およびタイプのソフトウェア製品ライセンスを本デバイス上でインストールおよび使用することができる、非独占的、譲渡不能の（本契約に定められているものを除きます）ライセンスを付与します。

B. RealPresence One™ の定義。

「バースト」は、お客様がお客様の購入注文でライセンスしたソフトウェア製品同時接続数を一時的に増やすことができる、お客様の認定購入注文書に記載された期間限定ライセンスを意味します。

「同時接続」は、多地点電話会議における単一の音声または映像通信エンドポイントを意味します。同時接続は、標準接続またはユニバーサル接続のいずれかで、ソフトウェア製品のソリューション文書で定義されます。ポイント to ポイント通話は、同時接続とは見なされず、別個のライセンスを必要としません。

「ゲスト」は、本ユーザーによって電話会議に招待された、本ユーザーの定義に当てはまらない第三者である電話会議参加者を意味します。ゲストは、お客様の会社を代表して会議を作成または管理することはできません。

「ポイント to ポイント通話」は、POLYCOM の多地点ブリッジング技術を利用せずに、対応デバイス上で 2 人までのユーザーの間で直接行われる通話を意味します。ポイント to ポイント通話は、同時接続を使用して行われる通話と同じ機能および能力のすべてを有するとは限りません。

「サブスクリプション期間」は、ライセンスアクティブ化とともに始まり、お客様の認定購入注文書に記載された期間の経過後に終了する、お客様がソフトウェア製品をライセンスした期間を意味します。

「本ユーザー」は、お客様がソフトウェア製品の直接または間接な使用を許可し、かつ一意のソフトウェア製品のユーザー ID およびパスワードを割り当てた、お客様の会社または法的に認められた事業体の中の一個人（従業員、コンサルタント、請負人、代理人もしくは学生）、または一意の個人に割り当てられていない 1 つのビデオ会議デバイスという意味します。本ユーザーライセンスは、一個人または単一のビデオ会議デバイスである本ユーザーのみのものであり、2 人以上の個人または一意の個人に割り当てられていない複数のビデオ会議デバイスが共有または使用することはできません。本ユーザーライセンスは、新しい本ユーザーに再び割り当てることができます。お客様はゲストのために本ユーザーライセンスを購入する必要はありませんが、ゲストは同時接続ライセンスを消費します。

C. **追加条項。**セクション I および III を除いて、本契約の条項のすべてが本サブスクリプションライセンスにも適用されます。

III. 標準使用/永久ライセンス

お客様が標準使用ライセンスを購入した場合、本ソフトウェア製品は、下記の条項に従ってお客様にライセンスされます。

A. **ライセンスの付与。**本契約の条項に従って、POLYCOM はお客様に対し、個人目的または社内業務目的で、お客様の認定購入注文書に記載された数およびタイプのソフトウェア製品ライセンスを本デバイス上でインストールおよび使用することができる、非独占的、譲渡不能の (本契約に定められているものを除きます) 永久 (本契約の条項に従って別途終了した場合を除きます) ライセンスを付与します。

B. **追加条項。**セクション I および II を除いて、本契約の条項のすべてが本標準使用ライセンスにも適用されます。

IV. 追加の条件

1. 制限

1.1 お客様は、上記のライセンスに従って、かつ以下の条項およびソフトウェア製品またはソフトウェア製品が提供されている媒体における財産権表示に従って、ソフトウェア製品を使用することができます。お客様は、ソフトウェア製品の全部もしくは一部をリース、貸与、配布、譲渡、販売、もしくはサブライセンスしたり、ソフトウェア製品をタイムシェアリング、サブスクリプションサービス、サービスビューロ、ホスティング、もしくはアウトソーシングの取り決め、その他認められていない方法で使用したりすることはできません。さらに、ソフトウェア製品の人間に解読可能なコード (ソースコード) は、お客様にライセンスされることはありません。以下で明示されているものを除き、本ライセンス契約によって、お客様にソフトウェアにおける特許、著作権、営業秘密、商標またはその他の権利が付与されることはありません。お客様の代理人、請負人、受託者、顧客、およびサプライヤーによるソフトウェア製品の使用、ならびにこれらの者による本契約の遵守については、お客様が単独で責任を負います。

1.2 お客様は、ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、変更または分解したり、他の方法でソフトウェア製品の全部または一部を人間に知覚可能な形式にしたりしてはなりません。ただし、第三者のライセンスまたは適用法によって明示的に許可される場合は、許可された範囲においてこれを実施することができます (法律によって許可される場合、お客様は、そのような行為が正当化および許可されるというお客様の判断を記載した書面通知を 90 日以上前までに POLYCOM に提供して、法律の要件がそのような行為を要求しているかどうかを評価する機会を POLYCOM に与えることに同意するものとします)。前記には、ソフトウェア製品によって生成されたデータ構造または類似物の精査なども含まれます。ソフトウェア製品は、単一製品としてライセンスされます。ソフトウェア製品のコンポーネント部分を、複数の本デバイスで使用するために分離することはできません。お客様は、違法な目的または行為のためにソフトウェア製品を使用することはできません。

1.3 お客様は、ソフトウェア製品を変更、変換したり、派生物を作成したりすることはできません。

1.4 お客様は、ソフトウェア製品または付属文書の財産権表示、ID、ラベル、または商標を除去したり、隠したりすることはできません。

2. その他の権利および制限

2.1 **バックアップ。**本契約で明示される場合を除いて、お客様は、ソフトウェア製品をコピーしてはなりません。ただし、お客様は、本契約の期間中、オリジナル製品が故障した場合およびオリジナル製品の故障中のみに使用することができるソフトウェア製品のコピー 1 つを、バックアップ目的で保持することができます (またはバックアップ目的で保持するコピー 1 つは POLYCOM が提供します)。ソフトウェア製品のすべてのコピーには、元のソフトウェア製品にある財産権表示を付けなければなりません。お客様は、ソフトウェア製品に添付の付属文書を複製することはできません。

2.2 **ソフトウェアの移転。**お客様が標準使用ライセンスを購入した場合、お客様は、コピーを一切保持しないことを条件に、本デバイスの移転に関連する場合に限り、本契約に基づくお客様の権利のすべてを永久的に移転することができます。その場合、お客様は、(媒体および印刷物、アップグレードまたはアップデート、ならびに本契約を含む) ソフトウェア製品のすべてを移転するものとし、受領者は本契約の条項に同意するものとします。ソフトウェアがアップグレードまたはアップデートである場合、移転には、ソフトウェア製品のすべての先行版を含めなければなりません。ただし、ソフトウェア製品には、非再販用 (Not for Resale) または NFR と表示するものとし、お客様は、それを再販売したり、他の方法でそれを有償で移転したりすることはできません。

2.3 **著作権**。ソフトウェア製品 (ソフトウェア製品に組み込まれた画像、写真、動画、映像、音声、音楽、テキスト、プログラム、およびアプレットなどを含みます)、付属の印刷物、およびソフトウェア製品のコピーのすべての権原および著作権は、POLYCOM またはそのサプライヤーが所有しています。ソフトウェア製品の権原、所有権、および知的財産権は、常に POLYCOM またはそのサプライヤーに帰属します。ソフトウェア製品を通じてアクセスされるコンテンツの権原および関連の権利は、コンテンツ所有者の財産であり、適用法によって保護される場合があります。本契約は、そのようなコンテンツのいかなる権利もお客様に付与しません。

2.4 **秘密保持**。ソフトウェア製品には、常に POLYCOM の財産である、POLYCOM およびそのサプライヤーの価値のある専有情報および営業秘密が含まれています。お客様は、ソフトウェア製品の秘密性を保護し、ソフトウェア製品が開示されたり、不正使用されたりしないようにしなければなりません。

2.5 **情報**。ソフトウェア製品を使用すると、お客様は、ソフトウェア製品がデバイス情報 (ロゴ、統計、デバイス状態、および IP アドレスなどのお客様のデバイスに関する技術情報等を含む) を POLYCOM および/または POLYCOM のパートナーに送信することに同意したことになります。POLYCOM は、<http://www.polycom.com/company/privacy-policy.html> に掲載される POLYCOM のプライバシーポリシーに従って、業務目的のために、ソフトウェア製品から送信されたデバイス情報、およびお客様によるソフトウェア製品または本サポートサービスの利用の一環としてお客様が POLYCOM に提供するすべての技術情報を使用することがあります。POLYCOM は、お客様のデータまたは情報を保存する義務を負わず、POLYCOM は、データの喪失について責任を負わないものとします。

2.6 **デュアル メディア ソフトウェア**。お客様は、ソフトウェア製品を複数の媒体で受け取ることができます。お客様が受け取る媒体のタイプまたはサイズに関係なく、お客様は、お客様の本デバイスに適した 1 つの媒体のみを使用することができます。お客様は、別の本デバイス上で他の媒体を使用またはインストールすることはできません。

2.7 **権利の留保**。POLYCOM およびそのサプライヤーは、本契約においてお客様に明示的に付与されていないソフトウェア製品のすべての権利を留保します。

2.8 **追加の義務**。お客様は、ソフトウェア製品にアクセスするために必要なすべての機器および第三者の料金 (キャリア料金、インターネット料金、またはプロバイダーもしくは通信の料金など) を負担します。

2.9 **インストール**。お客様は、ソフトウェア製品のインストール、および (該当する場合) 追加のソフトウェア機能の使用には、ライセンスされたソフトウェア製品へのソフトウェア製品のインストールを制限するライセンスキーが必要となる場合があることを認めるものとします。POLYCOM は、有効化されたソフトウェア製品ライセンスをライセンスされたソフトウェア製品と定期的に比較するアルゴリズムをソフトウェア製品に埋め込むこともあります。お客様はさらに、ソフトウェア製品の最初のインストール時、および将来のイベント (ソフトウェア製品がインストールされたお客様のハードウェアのアップデートおよび変更などを含む) の発生時に、ソフトウェア製品のアクティブ化が必要となることを認めるものとします。お客様は、ソフトウェア製品のライセンスキーおよび内部管理については、ライセンス量の使用が制限されない場合があること、および本契約の遵守が保証されない場合があること認めるものとします。

3. サポートサービス

POLYCOM はお客様に、ソフトウェア製品のアップデートおよびアップグレードの提供および利用可能性に関するサポートサービスを含む、ソフトウェア製品に関するサポートサービス (本サポートサービス) を提供することができます。POLYCOM が書面で別途同意した場合を除いて、本サポートサービスおよび本サポートサービスの一環としてお客様に提供される補助的ソフトウェアコードの使用には、POLYCOM の Worldwide Service Program for End User Customers および該当するサービス説明書の条件が適用されます。

4. 期間、終了、および存続

本契約は、ソフトウェア製品のダウンロードの日から、上記のとおり該当するライセンスの期間を通じて有効です。お客様が本契約の条件いずれかを遵守しなかった場合、本契約は自動的に終了します。POLYCOM は、本契約に関連するお客様によるソフトウェア製品の使用状況を監査する権利を有するものとし、お客様は、この監査が実施される際には、合理的な支援を提供するものとします。本契約が終了した場合、お客様は、ソフトウェア製品の使用を中止し、ソフトウェア製品のすべてのコピーおよびソフトウェア製品のコンポーネント部分のすべてを破棄しなければなりません。お客様はいつでも、ソフトウェア製品およびそのコンポーネント部分のすべてを破棄することによって本契約を終了させることができます。本契約が終了しても、POLYCOM またはそのサプライヤーは損害賠償を請求することができます。お客様が上記の制限のいずれかを遵守しなかった場合、本ライセンスは終了し、お客様は、お客様の不遵守によって生じた損害または損失について、POLYCOM およびそのサプライヤーに対して責任を負うものとします。特定の違反または不履行に対して行われた POLYCOM の権利放棄は、その後の違反または不履行についての権利放棄とならないものとします。

以下の規定は、本契約の満了または終了後も存続するものとします。セクション IV.1 (制限)、IV.2 (その他の権利および制限)、IV.5 (期間、終了、および存続)、IV.7 (責任の制限)、IV.8 (補償)、IV.9 (免責)、IV.10 (輸出管理)、および IV.11 (雑則)。

5. アップグレード

ソフトウェア製品がアップグレードまたはアップデートと表示されている場合、ソフトウェア製品を使用するためには、お客様は、POLYCOM が特定した、アップグレードまたはアップデートの利用資格があるソフトウェアの適切な使用ライセンスを受けている必要があります。アップグレードまたはアップデートと表示されたソフトウェア製品は、お客様が保有するアップグレードまたはアップデートの利用資格のあるソフトウェアに取って代わり、かつ/または当該ソフトウェアを補完します。お客様は、本契約の条項に従ってのみ、アップグレード/アップデートされたソフトウェア製品を使用することができます。ソフトウェア製品が単一製品としてお客様がライセンスしたソフトウェアプログラム・パッケージのコンポーネントのアップグレードまたはアップデートである場合、ソフトウェア製品は、単一のソフトウェア製品パッケージの一部としてのみ使用および移転することができ、複数の本デバイスで使用するために分離することはできません。

6. 保証および保証の除外

6.1 **限定的保証。** 第三者ライセンスまたは下記の第三者のライセンス条項に別途定められているものを除いて、POLYCOM は、(a) ソフトウェア製品が、POLYCOM による出荷日またはソフトウェア製品がお客様によって最初にダウンロードされた日から 90 日の期間、添付文書に実質的に従って動作すること、および (b) POLYCOM によって提供される本サポートサービスが、実質的に POLYCOM によってお客様に提供された該当する書面の資料に記述されたとおりでであることを保証します。本保証は、最初の購入者に対してのみ有効です。POLYCOM は、お客様によるソフトウェア製品の使用中断もしくはエラーがないこと、またはソフトウェア製品におけるすべての欠陥が是正されることを保証しません。お客様は、お客様が意図とする結果を達成するためのソフトウェア製品の選択について、またインストール、使用、およびソフトウェア製品から得られる結果について、全責任を引き受けるものとします。ソフトウェア製品が上記で保証されたとおりに動作しない場合、この明示的な保証に基づく POLYCOM の唯一の義務は、POLYCOM の選択および費用負担によって、欠陥ソフトウェアを修理すること、または交換することのいずれかとなります。ただし前記 2 つの選択肢のいずれも合理的に利用できない場合には、POLYCOM は、その単独の裁量により、欠陥製品に対して支払われた購入代金をお客様に返金することができます。交換されたソフトウェア製品は、添付文書に実質的に準拠し、元の保証期間の残りまたは 30 日のいずれか長い方の期間、保証されます。

6.2 **保証の例外。** 法律によって許容される最大の範囲で、前記保証および救済措置は、事実によるか、法の運用、制定法その他を問わず、商品性、特定目的への適合性、満足のいく品質、説明書との一致、および非侵害の保証、条項または条件を含む明示または黙示のすべての保証、条項、または条件等に代えて排他的に適用され、これらの保証、条項、または条件のすべては明示的に否認されます。POLYCOM は、ソフトウェア製品の販売、インストール、保守、または使用に関連するその他の責任については、これを引き受けることはなく、また他者が POLYCOM に代わってこれらの責任を引き受けることを認めません。口頭または書面を問わず、お客様が POLYCOM から、またはソフトウェア製品を通じて、もしくはソフトウェア製品から取得したアドバイスまたは情報によって、本契約で明示されていない保証が提供されることはありません。

POLYCOM またはそのサプライヤーは、テストおよび調査によってソフトウェア製品で主張されている欠陥または機能不全が存在しないことが判明した場合、あるいはソフトウェア製品で主張されている欠陥または機能不全が、お客様もしくは第三者の誤用、不注意、不適切なインストールもしくはテスト、ソフトウェア製品を変更しようとする不正な試み、意図された使用の範囲を超えるその他の原因、または事故、火災、落雷、送電停止、停電、その他の災害もしくは天災によって生じたことが判明した場合には、本保証に基づく責任を負わないものとします。

7. 責任の制限

お客様は、ソフトウェア製品を自己の責任で使用するものとします。ソフトウェア製品のダウンロードまたは使用によりお客様のコンピューターシステムに損害が生じた場合またはデータが喪失した場合、お客様はそれについて単独で責任を負うものとします。適用法によって許容される最大の範囲で、POLYCOM またはそのサプライヤーは、ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能、または本サポートサービスの提供もしくは不提供から生じる特別損害、付随的損害、間接的損害、または派生的損害(事業利益もしくは収入の喪失、事業中断もしくはストライキ、コンピューターの故障もしくは機能不全、事業情報、データ、もしくはデータ使用の喪失、信用の喪失、またはその他の金銭的損失による損害などを含みます)については、損害の発生する可能性を知らされていた場合でも、一切責任を負わないものとします。適用法によって許容される最大の範囲で、POLYCOM のサプライヤーは、ソフトウェア製品の使用または使用不能から生じるあらゆる直接損害について、一切責任を負わないものとします。いかなる場合も、POLYCOM の全責任は、ソフトウェア製品に対してお客様が実際に支払った金額または 1.00 米ドルのいずれか大きい方の金額を限度とします。本セクション 7 の条項にかかわらず、お客様が POLYCOM サポートサービス契約を締結した場合、本サポートサービスに関する POLYCOM の全責任には、その契約の条項が適用されます。

8. 補償

お客様は、お客様によるソフトウェア製品の使用、お客様によるソフトウェア製品への接続、もしくはお客様による契約条項の違反に起因して、第三者から損失、請求または要求（合理的な弁護士料を含む）が行われた場合には、そのすべてについて、POLYCOM およびその子会社、関連会社、役員、代理人、共同ブランダー（co-brander）、顧客、サプライヤーまたは他のパートナー、および従業員を免責し、補償を提供することに同意するものとします。

9. 免責

9.1 **現地法。**顧客に供給される特定の製品に関する黙示の保証の排除もしくは制限、付随的損害賠償もしくは派生的損害賠償の制限、または死亡もしくは人身傷害については、責任の制限を認めていない国、州、または地域もあります。この場合は、上記の制限および除外は、お客様に適用される際に限定されることがあります。黙示の保証をすべて除外することが現地法により認められない場合、黙示の保証は、該当する保証の期間に限定されます。

9.2 **品質。**POLYCOM は、ソフトウェア製品が常に混乱、遅延、またはエラーがなく機能することを保証することはできません。お客様の現地のネットワーク、ファイアウォール、お客様のインターネット サービス プロバイダー、公衆インターネット、公衆交換電話網、およびお客様の電源など、いくつかの要因がお客様による通信およびソフトウェア製品の使用の品質に影響を与えることがあり、お客様の通信の障害につながる可能性があります。POLYCOM は、これらの項目または当社が管理できないその他の項目のいずれかの障害または不備によって生じた混乱、中断、または遅延について、責任を負いません。

9.3 **高リスク使用。**ソフトウェア製品は、フォールトトレラントではなく、フェイルセーフ性能を必要とする危険な環境での使用のために、またはソフトウェア製品の故障が死亡、人身傷害、もしくは深刻な身体的もしくは物的損害に直結し得る運用（まとめて高リスク使用）のために設計されておらず、またはそのような使用もしくは運用は意図されていません。ソフトウェア製品は、混乱、遅延、またはエラーがなく機能することを保証されていないため（上記のセクション 9.2 参照）、ソフトウェア製品を、高リスク使用での唯一の通信手段として利用すべきではありません。お客様は、高リスク使用のためのソフトウェア製品の選択について全責任を引き受けるものとします。POLYCOM およびそのサプライヤーは、高リスク使用への適合性の明示または黙示の保証を明示的に否認します。

10. 輸出管理

お客様は、特定の国および人へのソフトウェア製品のダウンロード、移転、再輸出、販売、および輸入を制限する米国輸出管理規則（US Export Administration Regulations）などを含むさまざまな国の輸出および/または輸入に関する法規がソフトウェア製品に適用されることを認めるものとします。お客様はさらに、ソフトウェア製品が、輸出、再輸出、輸入、または国内移転に関する米国その他の適用法に基づくライセンス制限が適用される暗号化/暗号解読機能を含み得ることを認めるものとします。お客様は、米国ならびにソフトウェア製品がダウンロードまたは使用される外国法域のすべての適用される輸出ライセンス制限および要件、ならびにソフトウェア製品の輸入に関するすべての法規を完全に遵守するものとします。前記を制限することなく、ソフトウェア製品を、(i) キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、もしくは米国が包括的な全国的制裁を随時課しているその他の国に（もしくは、第三国における永住が合法的に認められた国民以外の、これらの国の国民もしくは居住者に）、(ii) それらを核兵器、化学兵器、もしくは生物兵器の設計、開発、もしくは生産で利用することが知られているか、もしくは知られるだけの理由があるエンドユーザーに、または (iii) その時点で有効な米国財務省の Specially Designated Nationals のリスト、米国商務省の Denied Persons List, Entity List, もしくは Unverified List（参照：<http://www.bis.doc.gov/complianceand enforcement/liststocheck.htm>）で特定される制限対象者に、ダウンロードまたはその他の方法で輸出もしくは再輸出することはできません。ソフトウェア製品をダウンロードまたは使用すると、お客様は、前記に同意し、かつお客様が当該国におらず、当該国の管理下になく、当該国を代表して行動しておらず、当該国の国民または居住者ではなく、当該リストに載っていないことを表明し保証したことになります。お客様が米国以外で本ソフトウェア製品を取得した場合、お客様は、輸出および制裁に関する法律などを含む、本ソフトウェア製品が取得された国の法律に違反して本ソフトウェア製品を輸出または再輸出しないことにも同意したことになります。

11. 雑則

11.1 **準拠法。**本契約は、カリフォルニア州法に準拠するものとします（ただし、法の抵触の原則は、適用を排除するものとします）。いかなる紛争も、サンタクララ郡上級裁判所および/またはカリフォルニア北部地区米国連邦地方裁判所の専属管轄権に服するものとします。訴訟で敗訴した当事者が、最終的に発生したすべての法廷費用および弁護士料を支払うものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980年）および統一コンピューター情報取引法（UCITA）は、一切本契約に適用されません。

11.2 **完全合意。**本契約は、ソフトウェア製品に関するすべての合意を記載したものであり、両当事者が署名した書面によってのみ変更することができます。本契約のいずれかの規定が強制不能と判断された場合、当該規定は、強制可能とするために必要な範囲に限り、改正されるものとします。

11.3 **お問い合わせ。**本契約に関するご質問、または何らかの理由による POLYCOM へのお問い合わせは、お客様の国を担当する POLYCOM のオフィスまでご連絡ください。

11.4 **米国政府の制限付き権利。**本契約に従って POLYCOM によって提供されるソフトウェアおよび文書は、48 C.F.R §12.212 または 48 C.F.R.§227.7202 に規定される「商業コンピューターソフトウェア (Commercial Computer Software)」および「商業コンピューターソフトウェア文書 (Commercial Computer Software Documentation)」から成る、48 C.F.R. §2.101 で定義される「商業品目 (Commercial Items)」です。48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §§227.7202-1~227.7202-4 に従って、商業コンピューターソフトウェアおよび商業コンピューターソフトウェア文書は、米国政府のエンドユーザーに対して、(1) 商業品目に限定して、かつ (2) 本契約の条項に従ってその他のユーザーに付与される権利のみとともにライセンスされます。

11.5 **第三者ソフトウェア。**ソフトウェア製品は、第三者からのライセンスが適用されるソフトウェア（「第三者ソフトウェア」および「第三者ライセンス」）とともに配布されることがあります。第三者ソフトウェアは、本契約に別段の規定がある場合でも、本契約の条件、および対応する第三者ライセンスに従ってお客様にライセンスされます。ソフトウェア製品に適用される第三者ライセンスの条項に関する詳細は、各ソフトウェア製品の文書および <http://documents.polycom.com/indexes/licenses> で確認できます。POLYCOM は、第三者ソフトウェアに関しては、別個の表明または保証を行わず、第三者ソフトウェアに関する義務または責任を負わないものとします。第三者ライセンスがソースコードの利用可能性について規定するライセンスを含んでおり、対応するソースコードがソフトウェア製品に含まれていない場合は、各ソフトウェア製品と一緒に提供された文書でソースコードの取得方法を確認してください。

11.6 **翻訳。**本契約は、POLYCOM の顧客の便宜のために、さまざまな言語に翻訳されている場合があります。翻訳は POLYCOM が知る限り正確ですが、不正確な記述があっても POLYCOM はそれについての責任を負いません。本契約は英語で作成されており、翻訳は、あくまでお客様の便宜を図るためのものです。本契約の英語版と他言語の翻訳版との間に矛盾がある場合は、英語版が効力を持ちます。

11.7 **アプリケーション プログラミング インターフェース (API)。**ソフトウェア製品が API を含む範囲で、お客様は、お客様による API へのアクセスおよび API の使用には、www.support.polycom.com に掲載されている最新の「Application Programming Interfaces License Agreement」の条項が適用されることに同意するものとします。

お客様は、本ソフトウェア製品をインストール、コピー、または他の方法で使用することによって、本条項および条件を読み、理解し、これらに拘束されることに同意することを認めたことになります。

Polycom, Inc. © 2015. ALL RIGHTS RESERVED.
6001 America Center Drive
San Jose, CA 95002
U.S.A.